都道府県市場業務担当者 殿 都道府県遊漁・海面利用業務担当者 殿 全国中央卸売市場協会 御中 全国公設地方卸売市場協議会 御中 全国第3セクター市場連絡協議会 御中 一般社団法人 全国水産卸協会 御中 全国魚卸売市場連合会 御中 全国漁業協同組合連合会 御中 一般社団法人 大日本水産会 御中

農林水産省食料産業局食品流通課卸売市場室 水産庁資源管理部管理調整課

遊漁者が採捕したくろまぐろの取扱いについて

日頃から、水産物の円滑な流通に御尽力いただき感謝いたします。

我が国では、くろまぐろの資源回復を図るため、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)における国際合意に基づき、平成22年から管理強化に取り組んできたところです。

この取組みの一環として、漁業法(昭和24年法律第267号)第121条第1項に基づく 広域漁業調整委員会の指示により、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする 漁業を「沿岸くろまぐろ漁業」とし、広域漁業調整委員会の承認を受けずに当該漁業を 営むことを禁止し、くろまぐろをとることを目的とする全ての漁業者の把握及び管理を 行っています。

くろまぐろについては、遊漁者による採捕の実態がありますが、遊漁者が採捕したく るまぐろを市場等を通じて営利を目的に販売し、利益を得ることは「沿岸くろまぐろ漁 業」を営むことになり、広域漁業調整委員会の指示に違反することとなります。

さらに、令和3年3月に開催された各広域漁業調整委員会(第34回太平洋、第37回日本海・九州西、第41回瀬戸内海)において、遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示が発出され、令和3年6月1日以降、くろまぐろ(小型魚)(くろまぐろのうち、30キログラム未満のもの)の採捕を禁止し、意図せず採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならないこと、くろまぐろ(大型魚)(くろまぐろのうち、30キログラム以上のもの)を採捕した場合は、尾数及び総重量等を水産庁に報告しなければならないこととしたところです。

このような中、卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第4項に規定する卸売業

者が、販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等に関し、法令に違反し、又は公益に反する行為の疑い等がある場合には受託拒否ができることを卸売市場法第4条第3項又は第13条第3項の業務規程において規定している場合には、遊漁者が採捕したくろまぐろについて受託拒否することができることをお知らせいたします。

我が国は、くろまぐろの最大の漁業国かつ消費国として、その持続的利用に大きな責務を有しています。

つきましては、上記趣旨を御理解の上、太平洋くろまぐろの資源管理への取組に対する御協力及び法令に違反した物品の市場流通からの排除による水産物の適正な流通が確保されるよう、構成員に対する特段の御指導をお願いします。

お問合せ先

農林水産省食料産業局食品流通課卸売市場室

担当:山田、徳原 電話:03-3502-5729

水產庁資源管理部管理調整課

担当:権藤、小川 電話:03-3502-7768

【参考】

〇 太平洋広域漁業調整委員会指示第三十九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和三年三月十六日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 関いずみ

太平洋広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であって、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 漁業者が漁業を営む場合
 - イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
 - ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
- (2) 「太平洋」 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百五十二条第二項及び 漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第十六条に規定する太平洋をいう。
- (3) 「くろまぐろ(小型魚)」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。
- (4) 「くろまぐろ(大型魚)」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。
- 2 くろまぐろ(小型魚)の採捕の制限

遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ(小型魚)を採捕してはならない。くろまぐろ (小型魚)を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告

遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ(大型魚)を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ(大型魚)を陸揚げした日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源 管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。

- (1) 採捕した者の氏名、住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、電話番号及び電子メールアドレス
- (2) 採捕したくろまぐろ(大型魚)の尾数及び総重量
- (3) 採捕したくろまぐろ(大型魚)を陸揚げした日
- (4) 採捕した海域
- 4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年六月一日から令和四年五月三十一日までとする。

5 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第六十六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和三年三月十八日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であって、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 漁業者が漁業を営む場合
 - イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
 - ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
- (2) 「日本海・九州西海域」 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百五十二条第二項及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第十六条に規定する日本海・九州西海域をいう。
- (3) 「くろまぐろ(小型魚)」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。
- (4) 「くろまぐろ(大型魚)」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。
- 2 くろまぐろ(小型魚)の採捕の制限

遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ(小型魚)を採捕してはならない。 くろまぐろ(小型魚)を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告

遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ(大型魚)を採捕した場合には、 採捕したくろまぐろ(大型魚)を陸揚げした日から十日以内に、次の各号に掲げる事項 を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。

- (1) 採捕した者の氏名、住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、電話番号及び電子メールアドレス
- (2) 採捕したくろまぐろ(大型魚)の尾数及び総重量
- (3) 採捕したくろまぐろ (大型魚) を陸揚げした日
- (4) 採捕した海域
- 4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年六月一日から令和四年五月三十一日までとする。

5 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

〇 瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和三年三月二十四日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井一郎

瀬戸内海広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であって、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 漁業者が漁業を営む場合
 - イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
 - ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
- (2) 「瀬戸内海」 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第百五十二条第二項及 び漁業法施行令 (昭和二十五年政令第三十号) 第十六条に規定する瀬戸内海をいう。
- (3) 「くろまぐろ(小型魚)」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。
- (4) 「くろまぐろ(大型魚)」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。
- 2 くろまぐろ(小型魚)の採捕の制限

遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ(小型魚)を採捕してはならない。くろまぐろ(小型魚)を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告

遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ(大型魚)を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ(大型魚)を陸揚げした日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。

- (1) 採捕した者の氏名、住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、電話番号及び電子メールアドレス
- (2) 採捕したくろまぐろ(大型魚)の尾数及び総重量
- (3) 採捕したくろまぐろ (大型魚) を陸揚げした日
- (4) 採捕した海域
- 4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年六月一日から令和四年五月三十一日までとする。

5 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

〇 卸売市場法 (昭和四十六年法律第三十五号) (抄)

(定義)

第二条

$1 \sim 3$ (略)

4 この法律において「卸売業者」とは、卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、 その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務を行う者をいう。

(中央卸売市場の認定)

- 第四条 卸売市場 (その施設の規模が一定の規模以上であることその他の農林水産省令で定める基準に該当するものに限る。)であって、第五項各号に掲げる要件に適合しているものは、農林水産大臣の認定を受けて、中央卸売市場と称することができる。
- 2 (略)
- 3 申請書には、その申請に係る卸売市場の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を添付しなければならない。
- 4 (略)
- 5 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る卸売 市場について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該認定をするものとする。 一~四(略)
 - 五 業務規程に定められている遵守事項が、次の表の上欄に掲げる事項に関し、同表 の下欄に掲げる事項を内容とするものであること。

売買取引の原則	取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと。
差別的取扱いの	
禁止	差別的な取扱いをしないこと。
売買取引の方法	卸売業者は、前号イに掲げる方法として業務規程に定められた方法
	により、卸売をすること。
売買取引の条件	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その取扱品目そ
の公表	の他売買取引の条件(売買取引に係る金銭の収受に関する条件を含
	む。)を公表すること。
受託拒否の禁止	卸売業者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等について当該卸
	売市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合に
	は、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、その引
	<u>受けを拒まないこと。</u>
決済の確保	取引参加者は、前号ロに掲げる方法として業務規程に定められた方
	法により、決済を行うこと。卸売業者は、農林水産省令で定めると
	ころにより、事業報告書を作成し、これを開設者に提出するととも
	に、当該事業報告書(出荷者が安定的な決済を確保するために必要
	な財務に関する情報として農林水産省令で定めるものが記載され

た部分に限る。) について閲覧の申出があった場合には、農林水産 省令で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させるこ と。 売買取引の結果 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び

等の公表

価格その他の売買取引の結果(売買取引に係る金銭の収受の状況を 含む。)その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項 として農林水産省令で定めるものを定期的に公表すること。

六~九 (略)

(地方卸売市場の認定)

- 第十三条 卸売市場であって、第五項各号に掲げる要件に適合しているものは、当該卸 売市場の所在地を管轄する都道府県知事(以下「都道府県知事」という。)の認定を受 けて、地方卸売市場と称することができる。
- 2 (略)
- 3 申請書には、その申請に係る業務規程を添付しなければならない。

○ 卸売市場法施行規則(昭和四十六年農林省令第五十二号)(抄)

(受託拒否の正当な理由)

- 第六条 法第四条第五項第五号の表の五の項の農林水産省令で定める正当な理由がある 場合は、次のとおりとする。
 - 一 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が食品衛生上有害である場合
 - 二 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が当該卸売市場において過去に全て残 品となり販売に至らなかった生鮮食料品等と品質が同程度であると開設者が認める
 - 三 卸売場、倉庫その他の卸売業者が当該卸売市場における卸売の業務のために使用 する施設の受入能力を超える場合
 - 四 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等に関し、法令に違反し、若しくは公益 に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令が あった場合
 - 五 販売の委託の申込みが法第四条第五項第五号の表の四の項の規定により卸売業者 が公表した売買取引の条件に基づかない場合
 - 六 販売の委託の申込みが当該卸売市場以外の場所における売買取引の残品の出荷で あることが明白である場合
 - 七 販売の委託の申込みが次に掲げる者から行われたものである場合
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号) 第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日か ら五年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)
 - ロ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者
 - ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者